# 裁 決 書

# 審査請求人 '

処 分 庁

所長

審査請求人が、平成25年1月26日付けで提起した生活保護法に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成24年12月25日付けで行った保護廃止決定処分を取り消す。

理 由

## 第1 審査請求の趣旨及び理由

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成24年12月25日付けで審査請求人(以下「請求人」という。)に対して行った生活保護法(以下「法」という。)に基づく保護廃止決定処分

(以下「本件廃止決定」という。)の取り消しを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

娘が若年性関節リウマチをわずらっており実母がたんのうガンである事で仕事に制約がある事を何度も担当者へ相談しての就労であったのに1ヶ月分の収入が増えた為即刻廃止の通知がきた。

派遣での勤務で休みもとれず娘が精神のバランスをくずし休まざるをえなくなりクビになった。早急に救済をお願いする。請求人は精神的にバランスをくずし精神科に通うこととなった。助けてほしい。

- 第2 当庁が認定した事実及び判断
  - 1 当庁が認定した事実
  - (1) 平成24年4月1日付けで、 からの移管により、請求人及び請求人の長男(以下「長男」という。) との2人世帯として処分庁において生活保護が開始されたこと。 なお、請求人の長女(以下「長女」という。) については、保護開始時において大学に進学のため、世帯分離が行われたこと。 請求人世帯は、本件廃止決定時点において請求人単身世帯であったこと。
  - (2) 平成24年12月25日付けで、処分庁は、「就労収入が増加 した」との理由により本件廃止決定を行い、請求人に対し、 同25年1月1日より保護を廃止する旨通知したこと。
  - (3) 平成25年2月12日付けで、処分庁が審査庁に提出した弁明

書(以下「弁明書」という。)には、以下の趣旨の記載がある こと。

- ア 請求人は、移管により平成24年4月1日付で において、三人世帯として生活保護申請を行った。
- イ 長女は大学進学の為、保護開始と同時に世帯分離の扱いとなり請求人と長男で保護開始となった。長男は平成24年7月 13日付祖母の家へ転出となった為、その後、請求人単身で の保護継続となった。
- ウ 請求人は平成24年5月20日から、アルバイトによる就労を開始し、5万円程度の就労収入があったが、同年10月23日に転職した。現在の就労先の12月分給与明細書を確認したところ19万円程度の就労収入があり、以後も同様の最低生活費を上回る収入が見込まれる為、要否判定の結果、平成25年1月1日付、本件廃止決定を行った。
- エ 長女は大学生であった為、平成24年4月1日付、保護開始時点で世帯分離を行なった。したがって保護の世帯員として認定しておらず請求人の要否判定には含まれない。請求人に対しては、今後も最低生活費を上回る就労収入が見込まれる為、本件廃止決定を行なった。その際、保護廃止後に収入の減少等で生活に困窮する事があった場合は生活保護の再申請が可能な旨は説明した。
- (4) 弁明書と同時に提出のあった証拠書類から下記の内容が認められること。
  - ア 平成24年11月1日付けで請求人が処分庁に提出した就職 先報告書に添付された「派遣社員雇入通知書兼就業条件明示 書」には、派遣期間が同年10月23日から同年12月31

日であり、派遣先との契約更新の有無により契約更新がありえる旨の記載があること。

イ 請求人のケース記録票の世帯員の生活歴欄には、「長女は関節リウマチの為、寝起きの際に体が動かしにくい時間があり、請求人が服を着替えさせたり、身の回りの事をする為、請求人は午後からの仕事で探している。」との記載があり、また、平成24年12月21日の欄には、「家庭訪問(中略)世帯分離中の長女については、請求人は朝から出動している為、面倒を見られない、若年性関節リユウマチの為、いちは起きたばかりでは服を着るのも請求人が手伝ってからは以前の様に出来ないの表になってからは以前の様に出来ないのの就労収入について、収入申告書、給与明細書提出あり、最低生活費を大幅に越えている(中略)う後は保護を要しなくなる為、辞退について、収入申告書、給与明細書提出あり、最低生活費を大幅に越えている(中略)を登は保護を要しなくなる為、辞退について、東京の保険も無く、まだ受給さいので辞退届については書かないとの事。」との記載があること。

( )

- ウ 処分庁が作成した請求人に係る「生活保護廃止時確認(決定)シート」の要否判定欄には、収入充当額135,249 円が最低生活費126,700円を8,549円上回っており、この要否判定により保護を廃止する旨の記載があること。
- (5) 平成25年2月22日付けで、請求人が審査庁に提出した反論 書には、「就業中もケースワーカーへは相談をし、いきなり保 護の打ち切りではなく、もう少し柔軟に対応してもらえないか と再三お願いしたが、結局収入増加(手取りは15万円であ る)により保護打ち切りの通知が届いた。」との記載があるこ と。

#### 2 判 断

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならないと定められている。
- (2) 法第8条は、「基準及び程度の原則」について規定しており、 第1項において、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により 測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又 は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行う ものとする。」と定めている。
- (3) 法第26条は、「保護の停止及び廃止」について規定しており、 「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったと きは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもっ て、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めてい る。

なお、「保護を必要としなくなったとき」とは、被保護者が 法第4条に規定する要件を満たさなくなり、保護を継続実施す べき状態でなくなった場合をいう。

具体的には、保護の廃止を行う場合の取扱い基準については、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第10の12の「2 保護を廃止すべき場合」において、「(1)当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以降特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」と定められて

- 本件についてみると、処分庁は請求人に対して、前記第2の1 の(2)ないし(4)の認定事実のとおり、請求人から提出の あった平成24年12月分の収入申告書、給与明細書を確認し たところ、就労収入が最低生活費を上回っていたため、就労収 入が増加したとの理由により本件廃止決定を行ったことが認め られる。しかしながら、前記(3)のとおり、保護を廃止すべ き場合として、当該世帯における定期収入の恒常的な増加によ り、以降特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要が ないと認められるときとされているところ、本件においては、 前記第2の1の(4)のアの認定事実のとおり、請求人の派遣 期間は平成24年10月23日から同年12月31日までで、 そ れ 以 降 の 契 約 更 新 は 派 遣 先 と の 契 約 更 新 の 有 無 に よ る も の と なっており、契約が自動的に更新されるものではないことが認 められるが、処分庁から審査庁に提出された挙証資料からは、 処分庁において、更新の確認が行われたかは定かではなく、ま た、前 記 第 2 の 1 の ( 4 ) の イ の 認 定 事 実 の と お り 、 請 求 人 は 処分庁に対し、長女の介護のために現在の就労に支障が生じて おり、就労を続けられる保証はない旨申し出ていることから、 この点において、請求人には、必ずしも定期収入の恒常的な増 加があり、特別な事由が生じないということはできないこと、 さらには、これらの事情の中にあって、処分庁は、同年12月 分の給与額のみをもって本件廃止決定を行っていることから、 請求人の保護の要否判定において、十分に調査・検討している とはいえず、その判断の過程に瑕疵があるといわざるをえない。
- (5) したがって、本件廃止決定については、その調査及び判断に瑕疵があったといわざるをえず、取消しを免れないと判断する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成25年3月19日

審查庁 大阪府知事 松井

